

## 観音寺市監査委員

- ・監査委員

監査委員は、地方自治法第 195 条の規定により設置される独立の執行機関です。

定数・・・2人

選 出 別	任 期	備 考
識 見 委 員(1人)	4 年	非常勤、代表監査委員
議会選出委員(1人)	議員任期	非常勤

- ・監査委員事務局

地方自治法第 200 条第 2 項の規定により、監査委員に事務局を設置しています。

事務局では、事務局長及び書記が監査委員の事務を補助する業務に従事しています。